

★ねんきんダイヤル
(年金被保険者)
TEL 0570-05-1165
(年金を受給している方)
TEL 0570-07-1165



国民年金

問合せ 市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

老齢厚生年金の繰り下げ支給制度が始まります

今すぐ年金を受ける必要がない方は、老齢厚生年金を66歳以降に増額して受けられるようになります。

65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受け取らずに、66歳以降に支給の繰り下げの申出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受け取ることができます。

なお、老齢基礎年金については、従来から繰り下げ支給の制度があります。

老齢厚生年金支給を繰り下げて増額された老齢厚生年金を受けようとされる方は、所定の請求書を社会保険事務所へご提出ください。

年金の支給を停止することができます

ご本人からの申出により、年金を受け取らないことができます。

年金を受け取らない旨の申出をしたときは、その翌月分から年金の支給が停止となります。なお、過去にさかのぼって申出をすることはできません。

また、いつでも将来に向かって年金の受取りを再開することができます。再開する旨の申出をしたときは、その翌月分から年金が支給されます。

※この申出を行った場合には、年金はさかのぼって支給されません。また、金額が増額されることもありません。

60歳以上の方の国民年金加入

国民年金の老齢基礎年金は、満額で792,100円（平成19年度）ですが、これを受け取るためには、20歳から60歳までの40年間（480月）の国民年金の保険料を完納しなければなりません。

昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生については、国民年金へ加入するかどうかは、ご本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、国民年金にはご本人の申出により60歳～65歳未満の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができる任意加入制度があります。

保険料納付期間が短くても、任意加入により、納付月数が多くなればなるほど、65歳からの老齢基礎年金額を増やすことができます。

「遺族基礎年金」について

遺族基礎年金は、国民年金の加入者などが死亡した場合に、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。（18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にあるときは20歳未満の子に限る）

■遺族基礎年金の受給資格

次のいずれかの方が亡くなられた場合に支給されます。

- ①国民年金の被保険者
- ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方
- ③老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている方

※ただし、①②の場合は、死亡月の前々日までの国民年金保険料を納めなければならない期間のうち、保険料を納付した期間と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）の合計が3分の2以上あることが必要です。（死亡日が、平成28年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています）

■年金額（平成19年度）

「子のある妻」が受ける場合：792,100+子の加算額
「子」が受ける場合：792,100+2人目以降の子の加算額

1人目・2人目 各227,900円
3人目以降 各75,900円

子の人数	「子のある妻」が受ける場合	「子」が受ける場合
1人	1,020,000円	792,100円
2人	1,247,900円	1,020,000円
3人	1,323,800円	1,095,900円

子に支給される遺族基礎年金は、妻に遺族基礎年金の受給権があるときや、その子が父または母と生計を同じにしているときは、その間支給が停止されます。

※国民年金保険料の納め忘れがあると遺族基礎年金の受給ができない場合がありますので、保険料は納付期限内に必ず納めましょう。

【鹿児島南、川内、加治木、鹿屋社会保険事務所】

実施日	年金相談受付時間
12日(土)	●月曜日・火曜日 午前8時30分～午後7時
14日(月)	●その他平日 午前8時30分～午後5時15分
28日(月)	●土曜日 午前9時30分～午後4時

年金相談・5月
(社会保険事務所)

健康カレンダー

5月10日～6月9日

問合せ 健康センター TEL72-7 176

日 曜	行 事	時 間	会 場
5月			
14月	育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
16水	すくすく教室	受付9:50～11:30終了	〃
17木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
21月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
22火	2歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃
23水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
	健康クッキング教室	9:30～13:30	〃
28月	初妊婦講座 (第1子母子健康手帳交付)	受付9:20～11:30終了	〃
29火	乳児健診(3～4カ月児)	受付13:05～13:30	〃
30水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
31木	5歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃
6月			
4月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
5火	3歳児健診	受付13:05～13:25	〃



消費生活メモ

消費生活相談室 TEL72-1111 内線329

個人住宅を借りて高額商品の販売

SF商法（ハイハイ教室）は随分前からありますが、現在でも勧誘や販売の方法を変えて行われています。また、場所や開催時間も、空き店舗を借りて連日開くこともあれば、個人の住宅や車庫を借りて数時間だけ開く場合もあります。

最近、高年齢の方に孫のようない言葉で勧誘を行い、家から会場まで送迎するようです。20～30人集まった会場では、楽しい話を聞かせ、いろいろな商品を無料て配り、和やかな雰囲気となりました。その後、身体に良いという高額な宝石類や布団、健康食品等の販売になります。

いっていると考えるとよいでしょう。高年齢の方々を含め私たちが消費者は、相手が一生涯懸命に商売をしていると思うと自分の財布の中身も考えずに買わないと思いがなくなってしまつてもあります。でも、そこを一息、「本当に、そんな高額な物を買う必要があるの？」と気持ちを落ち着けて考えて見ましょう。

もし契約した後でも、8日以内であれば無条件解約（クーリング・オフ制度）ができます。

悩まないで地域の方や相談室にご相談ください。

人のうごき

平成19年4月1日現在

性別	人数	年齢	住所
男性	11,638人 (-47)		
女性	13,548人 (-48)		
合計	25,186人 (-95)		
世帯	11,157世帯 (-13)		

おこやみ ご冥福をお祈りいたします。

()内は前月との比較

うぶごえ・おこやみ 3月16日～4月15日届出分
健康やかな成長をお祈りいたします。

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。